

今昔物語集の〈宇治拾遺離れ〉

—— 標題を視座として ——

宮 田 尚

1
説話とは、既存の素材を用いて自前の世界を構築するジャンルのことだ。

説話集の編者は、無色透明な媒介者ではない。自分の色を持っている。そもそも、もとはといえば彼は、既存の素材の読者であった。その彼も、やがて内的必然から既存の素材を自分の色に染め上げたことへの思いにめざめる。そして、それが高じて受信者にとどまっていることに満足できなくなったとき、彼は発信者に転身する。説話集の編者とは、そういう立場の人物だ。

一人の編者のなかに、発信者と受信者が共存する。これは、説話が他のジャンルと決定的に異なる点だ。

発信者に転身した編者は、既存の素材を自分の色に染め上げるため、より効果的な方法を模索することになる。新機軸の、個性的な世界を志向する作品であればあるほど、手法に工夫が求められることはいうまでもない。手法には、個々のはなしのレベルのものもあれば、作品全体の構造に関わるものもある。

どのような作品でも、こうして獲得した固有の方法を持っている

はずだ。したがって当該作品を理解したり、あるいは論じようとするについては、その存立に関わる固有の方法を確認し、それをふまえたうえで試みる必要がある。とりわけ、『今昔物語集』のように斬新な方法を編み出し、それにこだわりを見せている作品にあつてはそうだ。そこで採用された固有の方法への配慮を欠くと、作品を見誤るおそれさえあろう。

『今昔物語集』が自らの案出した斬新な方法にこだわった作品であることは、所収の全話を「今昔」に始まり「トナム語り伝ヘタルトヤ」で終わる形式で統一しようとしていることひとつをとってみてもあきらかだ。すでに知られているように、『今昔物語集』はこのほか、天竺、震旦、本朝の三地域を視野に入れた壮大な構想を立てたうえで、各部を対応する構造にしたり、個々の話の配列に、二話一類と名付けられた方法を採用するなど、例をみない方法を編み出している。いずれも周到な用意を必要とする方法だ。

『今昔物語集』の編者は、こうした方法を採用することによって、空前の作品を構築しえた。自分の色に染め上げることに成功したのだ。『今昔物語集』は未完成作だから、正しくは構築しようとした

といふべきだが、ともあれその方法は、群を抜いている。『今昔物語集』の方法が、いかに独創的で手の込んだものであるかは、後発の作品の追隨を許さなかつたところにも示されている。

『今昔物語集』の方法が空前であるだけでなく、絶後ともなつたそのわけは、『今昔物語集』が未完成であつたために世に知られることがなく、したがつて刺激剤たりえなかつたからなのかもしれない。

たしかに、現象面からいへば、そういうことになるだろう。しかし、たとへ世に知られていたとしても、はたして追隨が可能であつたかどうか。これはおおいに疑問だ。『今昔物語集』の編集にはまず、壮大な発想が前提となる。加えて、膨大な作業量をこなす処理能力、結局は中絶のやむなきにいたつたものの、長期的におよんだであろう編集作業を継続させた意志の強さ、さらには、それらを支える経済力等が不可欠だ。『今昔物語集』に匹敵する条件を整えることは、容易ではない。その存在が知られていたとしても、後発の作品が『今昔物語集』に比肩する作品を編むことは至難の業だ。

それはともあれ、いずれにしても、こうして獲得された固有の方法を顧慮することなしに、『今昔物語集』を語ろうとすると、先にふれたように、見誤るおそれがあるのだ。

2

ところで、『今昔物語集』が採用した固有の方法の一つに、標題の問題がある。

『今昔物語集』の標題は、けつして自然発生的なものではない。

形式的にも統一がはかられ、作品の一要素として、全体に奉仕するように策定されている。すぐれて意図的なものだ。これらの点については、すでに何度かふれたことがある(注1)。

詳述することは避けるが、結論的にいへば、『今昔物語集』の標題には第一に、享受者の理解を方向付ける役割があたえられている。そして第二に、『今昔物語集』で採用された新機軸の方法である二話一類の説話配列を補完する役割があたえられている。このふたつの役割には、とうぜん相關関係がある。

二話一類の説話配列は、『今昔物語集』にとつて単に新機軸の方法だといふにとどまらない。それは『今昔物語集』形成の基本となる組織構造だ。

つまり『今昔物語集』の標題は、その根幹と密接に関わつてゐるのだ。根幹と関わるものである以上、『今昔物語集』を理解しようとするとき、これを座視するわけにはいかない。

かねてから主張しているところだけれども、『今昔物語集』は標題をとおして読むべき作品なのだ。標題をとおして読まなければ、『今昔物語集』に込めようとした編者の思いは、正確には伝わつてこないだろう。

『今昔物語集』は自らの世界を構築することにむけて、どのような工夫や操作をおこなつてゐるか。その軌跡を検証する方法のひとつとしてこれまで、出典であることが確実であつて、しかも標題を有する作品を取り上げ、標題を手がかりとして、『今昔物語集』がそれらをどのように読み替へているか、という角度から検討してきた(注2)。考察の対象を標題を有する出典に限定したのは、『日本

『靈異記』や『三宝感応要略録』にあつても、編集の読みは標題に集約されており、したがつて、読み替えに関する判断材料を得るには、客観的な方法だと考えたからだ。

この際重要なのは、われわれが当該話をいかに読むべきかではなくて、あくまでも『今昔物語集』の編者がいかに読んだか、あるいは、享受者がいかに読ませようとしているか、でなければならぬ。たとえ編者の読みが当を逸したものであつたとしても、それはそれとして捨てたい資料となる。げんに、錯誤や遺漏はしばしば、得難い判断材料をわれわれに提供してくれている。

さて、本稿では『宇治拾遺物語』を考察の対象に取り上げる。

『宇治拾遺物語』はむろん、『今昔物語集』の出版ではない。『宇治拾遺物語』が現行の形態にまとまつたのは、いわれているように中世になってからであろう。しかし、所収話のかんりの部分の源流が、『今昔物語集』以前に発するであろうこともまた、否定し得ないところだ。『今昔物語集』や『宇治拾遺物語』の背後には、散佚『宇治大納言物語』につながる、いわゆる物語系説話の流れがあつたとみられる。出典であることが確かな『日本靈異記』や『三宝感応要略録』と同列に扱うわけにはいかないけれども、それらとの比較で得られた読み替えの方法を、『宇治拾遺物語』にあてはめて確認することには、相応の意味があるはずだ。

『今昔物語集』や『宇治拾遺物語』の背後にあると見られる物語系の説話が、具体的にどのようなものであつたかは不明というほかないけれども、両者で共通するはなしは、さしあたり、そうしたものである可能性が強いということになるだろう。

『今昔物語集』『宇治拾遺物語』間には、周知のように多数の同文的な類話がある。その数は、認定の仕方によつても多少違つてくるが、『今昔物語集』の側から見るととき八二話、逆に『宇治拾遺物語』の側から見るととき八三話というのが、おそらく一般的なとらえ方であろう。二話の差は、『宇治拾遺物語』の二話が、『今昔物語集』の一話に相当する例が二例あることによる。

ちなみに、『今昔物語集』が出典としてもつとも多用しているのは、『本朝法華験記』で一〇五話。以下、『三宝感応要略録』の七五話、『日本靈異記』の六五話、『真報記』の四八話と続く。『宇治拾遺物語』との間に認められる類話は、これらとは性格が異なるけれども、八話という数字は、両者の関係の密なることをうかがわせるに十分だ。じじつ、話数だけではなく、はなし本体の近縁性も強い。

『今昔物語集』と『宇治拾遺物語』の関係をめぐつては、近代になつて説話の研究が本格化して以来、繰り返し論議されてきた。その間には『打聞集』や『古本説話集』の発見という画期的な出来事もあつて、考察の精度は飛躍的に高まつた。その結果今日では、両者間に直接関係はなく、共通母胎的な作品が介在していたらしいこと、『宇治拾遺物語』の表記に中世的な要素も見られるが、全体としては『今昔物語集』よりも古態をとどめているとみなされること等の見通しを得、それがほぼ定説化しているといつてよいだろう。

こうした考察はもつぱら、はなしの本体に対して行われたものであつた。残念ながら、標題にはこれまで、関心が向けられることはなかつた。しかし、標題もはなしの一部である以上、それをも含めて総合的に判断すべきであろう。とりわけ『今昔物語集』にあつて

は、標題を含めた考察が必要だと考える。じじつ、標題をとおして類話を観察すると、少しく違った展望が開けてくる。『今昔物語集』と『宇治拾遺物語』との間には、近縁性よりもむしろ、疎遠性が浮かび上がってくるのだ。

誤解のないように補足する。両者は交錯することのない疎遠な関係であることが、ここから見えてくるというのではない。正確に言えば、近縁性を前提とした疎遠性だ。

しかも重要なのは、標題をとおして確認される疎遠性のよってくるところが、ほかならぬ『今昔物語集』の側に求められる点だ。すなわち、『今昔物語集』が標題に、すぐれて人工的な固有の形式を採用したことが、そもそも疎遠の因だとみなされるのだ。

以下に、両者の標題の異同状況を見ていこう。

3

『今昔物語集』の標題が、主述の形式を基本とすることについては、すでにふれたとおりである。このことをふまえて、『宇治拾遺物語』の類話との標題の異同状況を検すると、つぎの五類型に分類できる。かつこ内は、それぞれの型に属する話数である。

- A 主同・述同 (十三例)
 - B 主同・述異 (十九例)
 - C 主異・述同 (二例)
 - D 主異・述異 (十八例)
 - E 別形態 (二十九例)
- A型の「主同・述同」とは、両者ともに主述の形式をとって、

しかも、主述ともに同一内容を示しているものであることを意味する。同様に、B型の「主同・述異」は、両者ともに主述の形式をとっているものの、述部に違いがみられることを意味する。

ここでまず留意されるのは、主述の形態をとる標題が、『宇治拾遺物語』においても相当数におよんでいることだ。四八話は、割合にしておよそ六割になる。

ただし、むろんこれは、あくまでも両者間の類話の範囲での数値だ。『宇治拾遺物語』全体におよぶものではない。『今昔物語集』の標題の形式上での特徴を、主述形式にあるとした別稿の指摘と、矛盾するものではない。

*

A型(主同・述同)は今いうように、主述ともに『今昔物語集』と『宇治拾遺物語』とが一致するものだ。たとえば、つぎのような事例がこれにあたる(引用は、『今昔物語集』は大系本の本文標題、『宇治拾遺物語』は書陵部本による)。

- 今 一六・三七 清水二千度詣男打入雙六語
- 今 八六 清水寺二千度參詣者打入双六事
- 今 一三・二四 相撲人大井光遠妹強力語
- 今 一六六 大井光遠妹強力事
- 今 二七・四二 左京属利延值迷神語
- 今 一六三 利宣合迷神事

傍線部分は、相違する部分である。『今昔物語集』では、「大井光遠」に「相撲人」、「利延」に「左京属」との修飾をそれぞれ冠している。一般的にいつて、修飾をそえているのは『今昔物語集』の側

に多くみられる現象だが、逆のケースもある。「利延」「利宣」との用字の違いは、ここでは問題にするまでもない。

とまれ、こうしたわずかな違いはあるものの、一見して明らかのように、形式、内容ともに、両者はほぼ一致している。

この型に属するものが十三例であることを、多いと見るか少ないと見るかは見解の分かれるところだろう。しかし、B型以下は程度の差こそあれ、主部、述部、あるいはその双方に違いが見られる。異同の有無という視点からすれば、A型の他はすべて違っているのだ。標題において、主述ともに一致するのが八一例中の十三例であるのは、やはり少ないといふべきだろう。はなし本体の一致状況と考え合わせても、けっして多いとはいえない。

なお、主述の形式にはなっていないけれども、内容、表記が同じだという意味において、つぎの例は便宜上この分類の中に含めた。したがって、この型に属するのは、正確には十二例ということになる。

- 今 三・二二 廬至長者語
- 宇 八五 留志長者事

B型(主同・述異)に分類されるのは、つぎのような事例だ。

- 今 一一・一一 慈覚大師巨唐伝顯密法帰来語
- 宇 一七〇 慈覚大師入纏纈城給事
- 今 二〇・三四 出雲寺別当浄寛食父成鯨肉得現報忽死語
- 宇 一六八 上出雲寺別当父ノ成鯨タルヲ知りナガラ殺テ食事

- 今 二八・二四 穀断聖人持米被咲語
- 宇 一四五 穀断聖不実露頭事

〔駿河前司〕兵衛佐(歌説)等、主部への修飾が多いことは、今いうように『今昔物語集』の一般的な特徴だ。右に例示したものの中には見えないが、この類型においても、そうした傾向が認められる。『今昔物語集』では述部も、具体的に示されることが多い。

なお、『今昔物語集』二〇・三四には別当の名が明示してあるけれども、『宇治拾遺物語』一六八では、別当の名は標題には掲げられていない。『宇治拾遺物語』が別当の名を示さなかったのは、わからなかったからではない。げんに、はなしの本体には「上覚」とある。『宇治拾遺物語』にあつてはめざらしくはなしの内容に踏み込んだ標題が付けられているのだが、はからずもここに、両者の標題に対する姿勢の差が出ている。

- C型(主異・述同)に分類されるのは、つぎの事例のほかに一例。
- 今 二六・七 美作国神獵師依謀止生贊語
- 宇 一一九 吾婦人止生贊事

『今昔物語集』には「依獵師謀」と状況を説明する部分があるが、「止生贊」は共通する。

- D型(主異・述異)に分類されるのは、つぎのような事例だ。
- 今 六・一 震旦秦始皇時天竺僧渡語
- 宇 一九五 秦始皇自天竺采僧禁獄事

今 一九・一八 三条大皇太后宮出家語

宇 一四三 僧質上人參三条宮振舞事

今 二九・三一 鎮西人渡新羅僧虎語

宇 三九 虎ノ鰐取タル事

傍線のうち実線は主部の、波線は述部の相連する部分を示す。『宝感要略録』や『日本靈異記』に材を得、それを読み替えて導入するばあい、『今昔物語集』はしばしば主部を置き換える措置をとっている。主部の変更は、安全で確実な読み替え法だ。主部の変更は、連動して、とうぜんのように述部の変更をとまう。

たとえば『今昔物語集』六・一のように天竺僧を主役にすえると渡来譚になるし、『宇治拾遺物語』一九五のように始皇を主役にすえると、禁獄を前面に出さざるをえない。同様に、三条大皇太后を主役にするとう家譚になるし、僧質を主役にすると、彼の奇矯な振る舞いに焦点が合わされることになる。

*

E型(別形態)に分類されるのは、つぎのような事例だ。

今 一五・四 薬師寺濟源僧都往生語

宇 五五 薬師寺別当事

今 二六・一〇 土佐国妹兄行住不知嶋語

宇 五六 妹背嶋事

今 二六・一六 鎮西貞重従者於淀買得玉語

宇 一八〇 珠ノ価无量事

『宇治拾遺物語』には主述の形式によらず、〈○○○事〉とする標題が多数ある。その多くは「鼻長僧事」(二二五)、「青常事」(二二四)

などのように、人物に関するものだが、「出家功德事」(一三六)、「後ノ千金事」(一九六)のように、事項に関するものもある。E型(別形態)が五類型の中で多数を占めるのは、『宇治拾遺物語』のこのような〈○○○事〉形式の標題に対して、『今昔物語集』が主述形式の標題を採用していることによる。両者の差が、もともと顕著に、そして典型的に現われているのが、この型である。

4

『今昔物語集』『宇治拾遺物語』間の類話における、標題の異同の実態は以上の通りである。問題は、この段差の成因だ。

結論的にいえば、段差の成因はひとえに、『今昔物語集』の側にあつたと見るべきだろう。『宇治拾遺物語』には段差を生ぜしむる格別の理由は見あたらないけれども、『今昔物語集』には理由がある。

『宇治拾遺物語』では、いまいうように、主として人物を提示して〈○○○事〉とする形式の標題と、主述形式の標題とが混用されている。圧倒的多数を占めるのは前者だ。両形式の標題の出現の状況に法則性はない。したがってこの混用が、『宇治拾遺物語』の主體的な判断にもとづくところの、意図的な措置だとは考えがたい。依拠資料に標題が付されていれば、それをそのまま転用することもありうるし、また、付されていなければしかるべく設定する、といったような、ゆるやかな対応を『宇治拾遺物語』はしているようにみえる。

『宇治拾遺物語』の周辺には、『打聞集』や『古本説話集』のように、〈○○○事〉形式の標題を多用した作品がある。こうした標題

の形式は、一定の広がりを持っていたらしい。

この際留意されるのは、『古本説話集』のありようだ。『古本説話集』は指摘されているように、和歌説話を集めた上巻と、仏法説話を集めた下巻とからなる。そして上下両巻は、集められたはなしの性格だけではなく、採用されている標題の形式も違っている。すなわち、上巻にはおむね〈○○○事〉形式が付されているのに対して、下巻では〈○○○事〉形式と主述形式とが混用されている。数値で示すと、二四話中一三話が主述形式の標題だ。

ここから、二つのことが言い得るだろう。第一は、意識的な操作が行われることの希薄な環境にあつては、はなしの性格が標題を規制する可能性があることだ。そして第二は、混用に抵抗感がなかったことだ。これらはいずれも、『宇治拾遺物語』の標題の問題を考へようとするとき、参考になる。

なお、『宇治拾遺物語』と『古本説話集』との間には、二〇話の類話がある。このうち、つぎの七話は標題が一致する(かっこ内は『古本説話集』の話番号)。内訳は、主述形式の標題が二話、〈○○○事〉形式の標題が五話となる。

- 四二(上二二) 四三(上二五) 八五(下五六) 八六(下五七) 一〇一(下六五) 一三一(下五九) 一九一(下五二)

標題が一致しない場合でも、『今昔物語集』のそれに比べると、両者の形態は近似している。標題をとおしてみる限り、『宇治拾遺物語』はあきらかに、『今昔物語集』によりも『打聞集』や『古本説話集』に近い、おそらく『宇治拾遺物語』は、こうした作品の流

れに身を置いているのであろう。

要するに『宇治拾遺物語』にあつては、依拠資料に『今昔物語集』に見られるような標題が付けられていた場合、それを忌避したり、あるいはまた、現行のような形に改変しなければならぬ必然性があつたとは考えられないのだ。

ところが、『今昔物語集』は違う。『宇治拾遺物語』のように、おほかで自在な裁量が許される状況にはなかつた。あえて対照的な言い方をすれば、形式にこだわつたはなしの本体の場合と同様、『今昔物語集』は標題に対しても、いささか禁欲的に、硬直した反応を示している。

『今昔物語集』ではおそらく、編集作業に取りかかる前に、すでに全体構想がかためられていたものと思われる。そして、その構想を実現させるべく編集の大枠がきめられ、さらに、そこから割り出された細目を設定する、という手順で段取りがきめられていったのではないか。標題に主述形式を導入することも、二話一類の説話配列を補完すべく策定することも、そうした編集方針にしたがつたものであつた、と推量される。この二要件は、いわば標題での最重要課題だつたらう。

とはいえ、『今昔物語集』の標題にも、右の要件を満たしていないものは少なからずある。しかし、それはおそらく『今昔物語集』が未完成だからであろう。別稿で指摘したところだが、主述形式の標題で二話一類を補完しようとするあまりに、標題がはなし本体と乖離した事例も見られる(注3)。本末転倒もはなはだしい。だが、それだけ標題にこだわつたことの、これは一つの証拠でもあろう。

繰り返すことになるけれども、『宇治拾遺物語』にも主述形式の標題はあるし、逆に、『今昔物語集』の一部にも〈○○○事〉形式の標題はある。しかし、『宇治拾遺物語』にあつては、主述形式の標題の効用は期待されていない。少なくとも、意識的に、あるいは組織的に、その効用を利用しようとする発想があつたとは認められない。これに対して、『今昔物語集』は、ときには、はなし本体との乖離という犠牲を払つてでも守りおおうとするほどに、主述形式にこだわっている。標題をとおしてみるとき、両者の姿勢には、このようなはつきりとした違いのあることが知られる。いわんとするところは、あきらかだろう。人工が加えられているのは、『今昔物語集』の標題なのだ。

『今昔物語集』で採用された主述形式の標題には、たしかにそれぞれ必然性があつた。先にあげた例によつて確認しよう。

たとえば十一・十一の述部は「巨唐伝頭密法帰來」でなければならなかつたし、二八・二四の述部も「持米被咲」でなければならなかつた。『宇治拾遺物語』の類話に示されているような「入頼頼城給」では、巻十一に収める伝法譚として適性を欠く。また、「不実露頭」では批判的な側面が強調されすぎて、巻二八に収める笑い話としては収まりが悪い。前後との兼ね合いも落ち着かない。

同様に、六・一の主部は「天竺僧」、述部は「渡」でなければならぬし、一九・一八の主部は「三条大皇太后宮」、述部は「出家」でなければならぬ。『宇治拾遺物語』のように、「秦始皇」が天竺から来た僧を「禁獄」するはなしであつたり、「僧質上人」の「振舞」に関するはなしであつてはならないのだ。それぞれに伝法譚、ある

いは出家譚としての役割が期待されている以上、標題はその線に沿つて決定されなければならない。

依拠資料に標題が備わつていたとしても、『今昔物語集』はそれを無批判に受け入れることはできないのだ。じじつ、受け入れてもいない。そのことは、『三玉感應要略録』や『日本霊異記』との関係で確認できる。採否や形式の決定は、もつぱら『今昔物語集』の主体的な判断によつてゐる。

『今昔物語集』は原則として、依拠資料のはなし本体には手を加えない、手を加える必要がある場合には、最小限度にとどめる、という原則を立ててゐたようだ。その分、二話一類の説話配列を堅持しようとするれば、標題に負担をかけざるをえない。

5

標題には、『今昔物語集』の根幹に関わる役割が割り当てられている。その策定には、かなりの時間と努力とを要したことだろう。にもかかわらず、なお不備は残っている。〈○○○事〉のような、古態をとどめた形式があつたり、主部を欠落させたものがあつたりしている。けつして、標題は完璧ではない。

不備がある以上、標題に過大な期待をかけるのは考えものだが、という立場もありえよう。

じじつ、『今昔物語集』は標題をとおして読むべきだとする拙論(注4)に対して、森正人氏は「標題は無視してよい」というのではないが、全面的に依拠するのはかえつて危険であろう」との見解を表明している(注5)。

森正人氏のこの見解は、説話と評語の不整合を論じた森論(注6)に對して発した「標題への配慮が欠落している」との、わたしの批判に答えたものだ。「標題への配慮がないという批判は受け入れた」として標題への視点が有効であることを確認したうえで、右の見解は表明されている。

森正人氏があらたに標題への視点を取り入れたことで、わたしの主張との距離は縮まった。しかしなお、へだたりはある。不備を限定的なものだととらえようとする立場と、有効性を限定的なものだととらえようとする立場との差だ。

森正人氏は、標題の有効性を限定的にとらえるべき例として、「但馬国鷲取若子語」(二六・一)をあげ、「標題には索引的機能をあたえるにとどめる場合があると了解するほかない」という。

たしかにこれは、鷲に子をさらわれた父親が子と再会する物語であり、めぐあいの不思議を親子の機縁の深さとして物語っている。巻二六が宿報を副題として掲げていることからしても、また、評語に「宿報」、あるいは「宿世」の語が用いてあることからしても、この点は動かない。したがって二六・一の標題は、はなしの一部しか表現していない。

しかし、だからといって二六・一の標題を、索引的機能のみにとどまっているとみるべきだろうか。

そもそも、標題に索引的機能があるのはとうぜんだ。したがって問題は、二六・一の標題に、索引的機能しかないのかどうか、ということになる。だが、索引的機能と同時に、惹句としても、これはむしろ十分に機能している。

標題が全円的に、当該話のすべての要件を包含する必要はない。主題に沿って、象徴的な部分を掲げることは標題策定の常道であろうし、それで目的は十分に達成されるはずだ。巻二六に關していえば、第一話も第二話も親子の再会を主題としている。そしてこの場合、説話的感興を呼ぶのは、ほかでもなく再会の前提となる別離の発生した事情の特異性にある。標題に取り上げるべきは、別離か、出会いか、あるいは、そのすべてか。宿報の巻である以上、別離を取り上げても結果は予想できるわけで、不都合はない。というより、この措置によって、当該話の衝動性は、むしろ格段に強まる。

繰り返していう。標題が、当該話の全てをカバーする必要はない。主題に沿って要点を押さえていけば、その目的は達成できる。げんに、『今昔物語集』にあつて、事件の発端部分や象徴的な事象を踏まえた標題が付けられているものは少なくない。

たとえば、「身色九色鹿住山出河辺助人語」(五・一八)は、人命救助の美談ではない。「利仁將軍若時從京敦賀將行五位語」(二六・一七)は、利仁が五位を敦賀に連れていったというだけのはなしではない。後者においては、利仁が五位と同行する部分に、分量的にも比重が掛けられていることはたしかだが、評語や次話との関連からすれば、過去の行為によって思いがけない所得を得たはなしとして、編者はこれを位置づけようとしていると了解される。つまり、これらの標題は、出来事の発端、ないし前段階的印象的な部分を取り上げて設定されている。そしてこれで、標題としても機能している。

ちなみに『宇治拾遺物語』に見られる類話では、これらに「五色

鹿事」、あるいは「利仁暑預粥事」との標題が付けられている。このような、いわば全方向型の標題では編者の意図するところも見えてこないし、なによりも没個性的になって、当該話が本来持っている躍動感を阻害することになる。

6

標題で確認される『宇治拾遺物語』と『今昔物語集』との段差が、『今昔物語集』の、いわゆる〈宇治拾遺離れ〉によるものであるであろうことをうかがわせる例を、最後にあげておきたい。例に取り上げるのは、つぎの一組の類話だ。

今 二四・一八 以陰陽術殺人語
宇 一一二 小槻當平事

両者の間には、人名や後日譚の有無といった、いくつかの相違点がある。

たとえば『宇治拾遺物語』によれば、主人公の名は〈小槻茂助〉。彼の系譜を説明するなかで、父を〈當平〉、孫を〈奉親〉だとしている。これに対して『今昔物語集』は、〈小槻茂助〉に相当する部分を空格にしているうえ、父と孫の名も、〈糸平〉〈泰親〉と違っている。

また『宇治拾遺物語』によれば、本話は小槻茂助が、彼の才能をそねむ競争相手から呪詛されることを内容とする。呪詛の難から逃れるために、固く物忌みをするように陰陽師から忠告されていたにもかかわらず、茂助は相手方の計略にはまって術を掛けられ、三日後に死んでしまう。

このことをふまえて『宇治拾遺物語』は、物語を閉じた後、物忌

みには声を高くして他人と会うべきではないとの教訓と、呪詛した人物もやがて死んでしまったとの後日譚とを添えている。しかし『今昔物語集』は、教訓の部分は備えているけれども、呪詛した人物の死にはふれていない。

これらの相違点は、じつは、当面問題にはならない。重要なのは、設定の方向の違いだ。

すなわち『宇治拾遺物語』は、そねまれて呪詛された茂助を中心に、して物語を展開しているのだが、『今昔物語集』は彼を呪詛した人物の側からとらえようとしている。その違いは、標題の「小槻當平事」と「以陰陽術殺人語」とに、抜き差しならない形で示されている。

なお、『宇治拾遺物語』が標題を「小槻當平事」としているのは、誤りだ。本来ならここは、『新全集』が指摘しているように「小槻茂助事」とあるべきところだ。これはおそらく、書き出しが「今は昔、主計頭小槻當平といふ人ありけり」となっているところに起因するものであろう。標題を策定したのは編者であるにせよ、後人であるにせよ、不用意さがもたらした標題であることは疑いがない。

なおまた、『今昔物語集』の標題における主部の欠落は、現行形態で見ると限り形式上の不備ではあるけれども、ゼロ記号だと解すべきだろう。

さて問題は、このはなしが本来、加害者を主体とするものであったのか、それとも、被害者を主体とするものであったのか、という点だ。

この点に関する解答は、評語の部分の、教訓から引き出すことが

できよう。物忌みに、声を高くして他人と会うべきではないとの教訓は、『宇治拾遺物語』にも『今昔物語集』付されているのだが、加害者を中心にはなしを展開しようとしている『今昔物語集』にはこれは、まったく無意味な存在だ。というより、はなしとしての純度を保つためには、むしろ、あつてはならないはずのものだ。

加害者の側からはなしを展開させながら、思わず知らず、被害者保護のための教訓を紛れ込ませてしまった、という可能性もないわけではない。しかし、蓋然性からすれば、主部を変更して被害者のはなしを加害者のはなしとして読み替えたとき、もともと備わっていた教訓を、割愛するはずのところなのに残存させてしまったのだ、と解する方が無理がないだろう。

いうまでもなく、被害者の側からはなしを展開する場合には、ごく自然に付帯される性質の教訓だ。この教訓の部分からすれば、被害者型の、つまり『今昔物語集』型のはなしから『宇治拾遺物語』が派生したのではなく、被害者型の、つまり『宇治拾遺物語』型のはなしが本来のものであったと推定せざるを得ない。逆はあり得まい。

『今昔物語集』は完璧ではない。綿密な計画に基づいて構築されているのだが、自らに課した条件が複雑であるだけに、破綻が生じやすい。標題は、そうした『今昔物語集』の、正の部分だけでなく負の部分の解明の糸口にもなる。

注1 『今昔物語集震旦部考』第六章（勉誠社 九二・六刊）

注2 「現報譚から蘇生譚へ——今昔物語集における読み替え——」

（日本文学研究 三〇号 九五・一）「今昔物語集」の読み替え——三宝感應要略録との関連において——（上・下）

（日本文学研究 三一・三三号 九六・一―九七・二）

注3 注1 三三三頁

注4 『今昔物語集』巻七第一話の錯誤から——標題・本文・評語——（日本文学研究 二九号 九三・二）

注5 「編纂・説話・表現——今昔物語集の言語行為再説——」（国語国文学研究 三三号 九七・二）

注6 『今昔物語集の生成』（和泉書院 八六・二刊）